

# 平成 29 年度 設計業務等標準積算基準等の改定について

国土交通省 大臣官房 技術調査課 建設システム管理企画室 建設システム係長 にしがみ こうへい 西上 康平

## 1. はじめに

国土交通省が発注する、土木事業に係る設計業務等の積算に用いる設計業務等標準積算基準（以下「積算基準」という。）については、実態調査に基づき毎年度見直しを実施しているところです。本稿では、平成 29 年 3 月に公表した積算基準の改正内容を紹介します。

## 2. 設計業務等における標準歩掛の見直し

国土交通省発注業務を対象に実施した歩掛実態調査の結果も踏まえ、以下の改定を行っています。平面交差点予備設計については、特に関係機関との協議について、要求される作業時間が増していること等を踏まえ改定を実施しました。歩道詳細設計では、現況施設や排水系統の状況などを確認する現地踏査の歩掛見直しや、砂防堰堤予備設計の標準歩掛見直しなど、実態に即した標準歩掛の改定を行っています（図－1）。

平面交差点予備設計 (単位:箇所)	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
現行歩掛	1.0	3.5	3.0	4.0	3.5
改定歩掛	1.0	3.6	3.2	5.8	4.1
砂防堰堤予備設計 (単位:基)※	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
現行歩掛	7.0	12.0	13.0	10.0	15.0
改定歩掛	7.2	11.7	13.2	10.5	14.5
※現地踏査を含む					
歩道詳細設計 (単位:km)	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
現行歩掛	1.5	2.0	5.7	7.2	9.0
改定歩掛	1.5	2.3	6.7	8.6	9.8

図－1 設計業務等の標準歩掛改定等について

### 3. 現地測量における作業工程の細別変更

現地測量における作業工程は、H28版では「作業計画」「細部測量」「数値編集」「数値地形図データファイル作成」「成果等の整理」と分類されていました。

H29改定作業では、主として小規模な測量業務への対応の検討を図るため各項目について感度分析を実施し、従来の面積当たりで計上される「作業計画」については、面積によらず業務当たりで必要な構成について分離して計上することにしています(図-2)。また、成果等の整理に当たっては、その作業を数値地形図データファイル作

成と一体で考慮することが望ましく、電子成果品の作成に必要な経費と分離することが適切であることから、作業工程について見直しを行っています。

### 4. 設計変更の積算

設計変更における単価の取り扱いについては、「現地の取り合い等の都合による場合」と「実作業として数量変更となった場合」の適用について新単価(変更指示時点単価)によって積算を行う場合を明記しました。これにより、実作業として数量変更がなされた場合の適切な単価設定を明確化し、適切な業務価格の設定につなげているものです(図-3)。

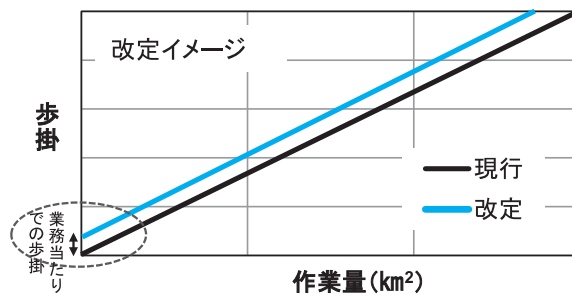


図-2 現地測量での作業計画への配慮について

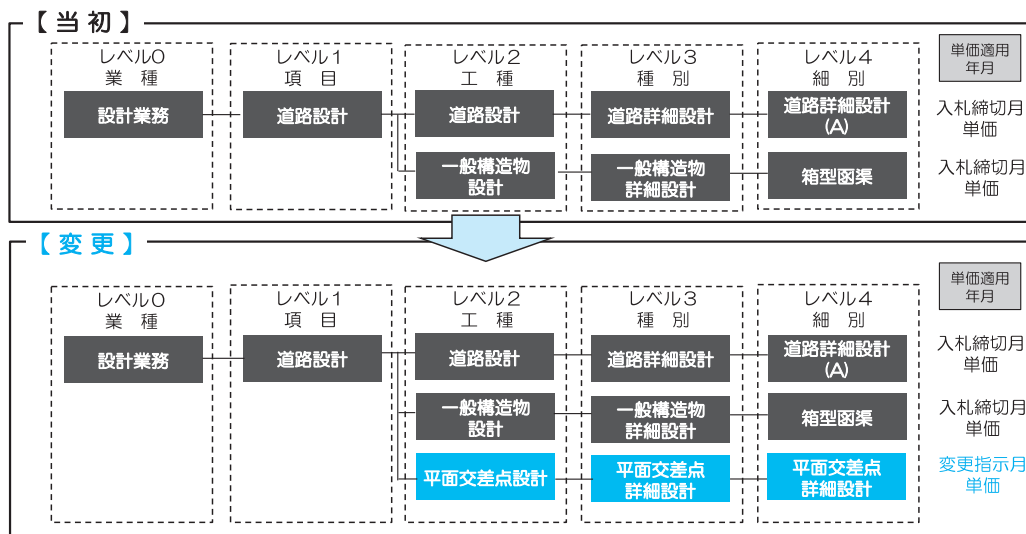


図-3 設計変更の積算例について

## 5. その他

橋梁における第三者被害予防措置について、打音検査を標準とする方法から、非破壊検査の適用性に関する措置計画を作成し、非破壊検査が適用可能な箇所について非破壊検査を実施する方法に改められたことに伴い、橋梁定期点検業務等積算基準について記載内容等の改定を行っています。

## 6. 低入札価格調査基準の運用見直し

測量の諸経費及び土木コンサルタントの一般管

理費等について、本社従業員等の賃金等を最新のデータに基づき算入率の見直しを行いました（図－4）。

## 7. おわりに

今後も歩掛実態調査等を進め、その結果に基づき必要に応じ積算基準類を改定するなど、業務価格の適正化に努めてまいります。

